

# 外部団体登録制度 規程規約

## 第1条 目的

スノークルーズオーンズ(以下「当スキー場」)のゲレンデルールを守り、安全に施設を使用する事を目的といたします。

## 第2条 登録

所定の登録手続きを行い、承認された方を登録とさせていただきます。

## 第3条 登録対象となる活動

個人団体を問わず施設内でスクール活動、コーチング活動、ガイド活動、イベント開催を行う場合登録の対象とさせていただきます。

※家族や友人同士など私的範囲内での行為は対象外とさせていただきます。

## 第4条 行動規範

外部団体登録者はいかなる場合でもスノークルーズオーンズルール、施設利用規約の遵守をお願いいたします。

## 第5条 傷害賠償保険

登録時には保険への加入が必要となります。未加入の場合登録は認められませんので予めご了承ください。

## 第6条 施設使用中の事故、トラブルについて

活動中の事故、トラブルにおいては、各自にて責任を持って対応をお願いいたします。

当スキー場では一切の責任は負いかねます。

## 第7条 登録の抹消について

以下の項目に該当する場合には登録の抹消、及び施設を利用した活動を制限する場合があります。

1. オーンズルール違反や軽視行動。
2. オーンズ施設利用規約違反や軽視行動。
3. スタッフの指示に従わない場合。
4. 不正が発覚した場合。
5. 施設内での営業活動を発見、もしくは営業活動と認められた場合。  
営業活動とは金銭の授受に関係なく行う集客行為、宣伝行為を言う。
6. 上記項目の他 一般ユーザー、当スキー場に不利益が働いた場合。